

(3) 事務分掌

管 理 部

1. 職員の進退及び身分に関すること。
2. 財務に関すること。
3. その他他部の主管に属しないこと。

総務企画課

1. 局内の総合調整に関すること。
2. 県水お客様センター、水道事務所及び施設整備センターに関すること（業務振興課、計画課、浄水課及び給水課において所掌するものを除く）。
3. 県議会に関すること。
4. 文書及び物品の受発、記録、審査、編さん及び保存に関すること。
5. ほう賞に関すること。
6. 儀式に関すること。
7. 職員の賠償責任（経理課において所掌するものを除く。）に関すること。
8. 職員の定数及び組織に関すること。
9. 職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事に関すること。
10. 職員の勤務成績の評定に関すること。
11. 職員の給料、諸手当、旅費及び費用弁償に関すること。
12. 職員住宅に関すること。
13. 職員の福利厚生に関すること。
14. 被服等の貸与に関すること。
15. 公務災害に関すること。
16. 職員の安全衛生管理に関すること。
17. 児童手当に関すること。
18. 公印の管守に関すること。
19. 勤務時間その他勤務条件に関すること。
20. 労働組合に関すること。
21. 職員の研修及び教養に関すること。
22. 法規審査及び訟務に関すること。
23. 水道事業に係る経営の企画に関すること。
24. 水道事業に係る事業計画の策定及び事業実施上の総合調整に関すること。
25. 包括外部監査に関すること。
26. 行財政改革に関すること。
27. 県の総合計画に係る連絡調整に関すること。
28. 千葉県水道事業運営審議会の連絡調整に関すること。
29. 水道事業に係る事業認可に関すること。
30. 環境会計に関すること。
31. 環境施策の推進に関すること。
32. 水道事業に係る経営の分析に関すること。
33. 水道事業に係る将来財政推計に関すること。
34. 水道事業、工業用水道事業及び造成土地管理事業の経営戦略に係る総合調整に関すること。
35. 危機管理に係る水道事業、工業用水道事業及び造成土地管理事業の間の総合調整に関すること。
36. その他局内他課に属しない事項に関すること。

業務振興課

1. お客様満足度向上及び業務の改善に関すること。
2. 広報及び広聴の企画及び実施に関すること。
3. 広報委員会及び広聴委員会に関すること。
4. 局のホームページの運営管理に関すること。
5. 水道事業に係る調査及び統計に関すること。
6. 情報化の推進に関すること。
7. 情報システムの開発に関すること。
8. 水道料金及び公共下水道の使用料（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定により、その区域に水道事業の給水区域を含む市からその徴収等に関する事務の委託を受けた公共下水道の使用料をいう。以下同じ。）（以下「水道料金等」という。）の徴収の事務の委託並びに指導及び監督（水道事務所において所掌するものを除く。）に関すること。
9. 千葉県水道事業給水条例（昭和三十六年千葉県条例第四十六号。以下「給水条例」という。）第三十四条及び第三十五条の規定による過料（給水課において所掌するものを除く。）に関すること。
10. 県水お客様センター及び水道事務所の業務に伴う補償（給水課において所掌するものを除く。）の総括に関すること。
11. 公共下水道の使用料等（公共下水道の使用料及びそれに係る延滞金をいう。以下同じ。）の徴収等に関する事務の総括に関すること。
12. 課において所掌する事務に関する情報システムの維持管理に関すること。

財 務 課

1. 予算の編成に関すること。
2. 予算の執行調査及び調整に関すること。
3. 剰余金の処分及び財務の総合調整に関すること。
4. 企業債及び企業債前借金に関すること。
5. 水道事業に係る国庫補助金及び一般会計出資金に関すること。
6. 不用固定資産（土地（定着物を含む。）に限る。）の売却その他の処分に関すること。
7. 庁舎の移転に係る局内外の調整に関すること。
8. 本局に属する自動車の集中管理に関すること。
9. 事務用の備品及び消耗品の調達に関すること。
10. 源泉徴収する所得税及び特別徴収する地方税の徴収及び納付に関すること。
11. 土地（定着物を含む。）の取得、交換、収用及び登記に関すること。
12. 水道料金体系に関すること。
13. 本局庁舎の整備及び管理並びに出先機関庁舎の管理指導に関すること。
14. 出先機関庁舎及び職員住宅の整備に係る設計の受託等（施設設備課並びに施設整備センター、浄水場、給水場及び工業用水道事務所において所掌するものを除く。）に関すること。
15. 局の庁舎に係る資産最適化に関すること。

経 理 課

1. 資産の取得、管理及び売却その他の処分の総括に関すること。
2. 固定資産及び完成資産の経理に関すること。
3. 本局に係る公金の出納及び保管並びにその他の会計事務並びに出先機関に係る公金の出納（支払に関することに限る。）に関すること。
4. 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。
5. 支払資金の運用に関すること。

6. 事務用の備品及び消耗品の総合計画に関すること。
7. 事務用の備品及び消耗品の出納及び保管に関すること。
8. 本局に係る収入の徴収に関すること。
9. 一時借入金に関すること。
10. 企業出納員、現金取扱員及び資金前渡職員の賠償責任に関すること。
11. 検収検査員の指定及び解除に関すること。
12. 消費税及び地方消費税の納付に関すること。
13. 会計事務の企画及び指導に関すること。
14. 決算に関すること。
15. 業務状況説明書類に関すること。
16. 会計書類の審査及び確認に関すること。
17. 資金前渡に関すること。
18. 例月計理状況報告に関すること。
19. 例月出納検査及び決算審査に関すること。
20. 契約事務の指導に関すること。
21. 契約の締結に関すること。
22. 建設工事等に係る指名業者の選定に関すること。
23. 財政健全化計画に関すること。
24. 会計事務（出納、契約及び財産管理に限る。）の検査に関すること。
25. 課において所掌する事務に関する情報システムの維持管理に関すること。

水 道 部

1. 水道事業に係る浄水及び配水に関すること。
2. 水道事業に係る施設の建設に関すること。
3. その他水道技術に関すること。

計 画 課

1. 建設工事及び拡張工事の将来計画に関すること。
2. 水道事業に係る危機管理の総合調整に関すること。
3. 建設計画及び拡張計画に必要な資料の収集及び統計調査に関すること。
4. 建設計画又は拡張計画に伴う補償に関すること。
5. 水道技術の調査及び研究に関すること。
6. 取水施設、導水施設、浄水施設及び配水施設（送配水管を除く。）の大規模な建設工事の総合調整に関すること。
7. 施設整備センターの業務（上記6に規定する工事に伴うものに限る。）に伴う補償の総括に関すること。
8. 課において所掌する事業用器材及び消耗品の需給計画に関すること。
9. 課において所掌する事務に関する情報システムの維持管理に関すること。
10. 工事の指導、検査、工程管理等に関すること。
11. 渇水対策に関すること。
12. おいしい水づくりに関すること。
13. 水源及び水利権に関すること。
14. 他の水道事業者及び水道用水供給事業者との水需給の調整（将来計画及び基本協定等に係ることに限る。）に関すること。

浄水課

1. 浄水場、給水場及び水質センターに関すること。
2. 水質に関すること。
3. 給配水の総合調整に関すること。
4. 浄水技術の調査及び研究の総合調整に関すること。
5. 電気工作物の工事の設計及び施行に関すること。
6. 電気工作物の維持管理に関すること。
7. 排水処理及び汚泥の処分に関すること。
8. 業務用無線の総括に関すること。
9. 水質の異状又は水量の不足等に起因する給水条例第十三条第二項の規定による給水の制限又は停止の予告に関すること。
10. 課において所掌する事業用器材及び消耗品の需給計画に関すること。
11. 課において所掌する事務に関する情報システムの維持管理に関すること。
12. 主要な浄水薬品等の調達に関すること。
13. 取水施設、導水施設、浄水施設及び配水施設（送配水管を除く。）の建設工事（計画課において所掌するものを除く。）及び修繕工事の総合調整に関すること。
14. 取水施設、導水施設、浄水施設及び配水施設（送配水管を除く。）に係る災害対策の実施に関すること。
15. 他の水道事業者及び水道用水供給事業者との水需給の調整（計画課において所掌するものを除く。）に関すること。
16. 施設整備センターの業務（計画課及び給水課において所掌するものを除く。）に伴う補償の総括に関すること。

給水課

1. 指定給水装置工事事業者及び給水装置工事主任技術者並びに中小企業等協同組合に関すること。
2. 送配水管の建設工事及び補修工事並びに給水装置の工事の総合調整に関すること。
3. 送配水管に係る災害対策の実施に関すること。
4. 給水条例第三十条の二に規定する給水申込納付金に関すること。
5. 給水条例第三十条の三に規定する開発負担金に関すること。
6. 送配水管及び給水装置の維持管理の総括に関すること。
7. 電磁的記録の管理に関すること。
8. 漏水防止に関すること。
9. 給水条例第三十四条及び第三十五条の規定による過料（給水装置に係るものに限る。）に関すること。
10. 送配水管及び給水管の建設工事又は補修工事に起因する給水条例第十三条第二項の規定による給水の制限又は停止の予告（浄水課において所掌するものを除く。）に関すること。
11. 事業用器材及び消耗品の調達及び売却並びに出納及び保管に関すること。
12. 事業用器材の修理に関すること。
13. 事業用器材及び消耗品の需給計画に関すること。
14. 水道事務所及び施設整備センターの業務（上記2に規定する工事及び上記6に規定する維持管理に伴うものに限る。）に伴う補償の総括に関すること。
15. 課において所掌する事務に関する情報システムの維持管理に関すること。
16. 給水区域の総合調整に関すること。
17. 設計積算及び積算基準に関すること。
18. 給水条例第二十条の二第一項に規定する指導、助言及び勧告の総括に関すること。

県水お客様センター

1. 給水条例第十四条の規定による給水の申込みの承認に関する事。
2. 給水条例第十九条第一項第一号、第五号及び第二項の規定による届出の受理に関する事。
3. 水道料金の調定（水道事務所において所掌するものを除く。）に関する事。
4. 水道料金の納入の通知に関する事。
5. 水道料金等の徴収の事務の委託を受けた者の検査に関する事。
6. 水道料金の収納等に関する事（水道事務所において所掌するものを除く。）。
7. 水道料金及び公共下水道の使用料等の納入証明書の発行に関する事。
8. 水道相談に関する事。
9. 公共下水道の使用の開始、中止等に係る受付に関する事。
10. 公共下水道の使用料等の算定、請求及び収納等に関する事（水道事務所において所掌するものを除く。）。
11. 公金の出納（経理課において所掌するものを除く。）及び保管並びにその他の会計事務及び会計書類の保管に関する事。

水道事務所

1. 給水条例第十四条の規定による給水の申込みの承認に関する事。
2. 給水条例第十九条の規定による届出の受理に関する事。
3. 量水器の点検及び水道料金の調定（水道の使用場所における調査又は交渉を要するものに限る。）に関する事。
4. 水道料金の収納等に関する事（現金によるものに限る。）。
5. 水道料金等の夜間及び休日における収納の事務の委託を受けた者の指導及び監督に関する事。
6. 水道料金及び公共下水道の使用料等の納入証明書の発行に関する事。
7. 給水条例第三十条の二に規定する給水申込納付金の徴収に関する事。
8. 給水条例第三十条の三に規定する開発負担金の徴収に関する事。
9. 工事費その他の公金の徴収に関する事。
10. 水道用器材及び消耗品の需給の計画並びにその出納及び保管に関する事。
11. 指定給水装置工事事業者に関する事。
12. 応急給水に関する事。
13. 給水の制限又は停止の予告に関する事。
14. 送配水管及び給水装置等の維持管理に関する事。
15. 給水装置工事の実施に関する事。
16. 指定給水装置工事事業者が施行する給水装置工事の指導、監督及び検査に関する事。
17. 送配水管の建設工事（施設整備センターにおいて所掌するものを除く。）の実施に関する事。
18. 送配水管の補修工事の実施に関する事。
19. その他所管区域内の工務に関する事。
20. 水道事務所の業務に伴う補償に関する事。
21. 給水条例第二十二條の二第一項に規定する指導、助言及び勧告に関する事。
22. 公共下水道の使用の開始、中止等に係る受付に関する事。
23. 公共下水道の使用料の調定に係る調査及び算定（公共下水道の使用場所における調査を要するものに限る。）に関する事。
24. 公共下水道の使用料の収納等に関する事（現金によるものに限る。）。
25. 公共下水道の使用料の納付の勧奨に関する事。
26. 公金の出納（経理課において所掌するものを除く。）及び保管並びにその他の会計事務及び会計書類の保管に関する事。

施設整備センター

1. 水道事業の建設工事に係る工器具及び消耗品の需給計画並びにその出納及び保管に関すること。
2. 水道事業の建設工事の工事に係る公金の出納（経理課において所掌するものを除く。）及び保管、会計書類の保管、その他の会計事務に関すること。
3. 取水施設、導水施設、浄水施設及び配水施設（送配水管を除く。）の建設工事及び修繕工事（浄水場及び給水場において所掌するものを除く。）の実施に関すること。
4. 送配水管の大規模な建設工事の実施に関すること。
5. 施設整備センターの業務に伴う補償に関すること。

浄水場及び給水場

1. 導水、配水及び送水作業に関すること。
2. 電気及び機械に関すること。
3. 庁舎、水源施設及び器材の維持管理に関すること。
4. 浄水作業に関すること。
5. 水質の検査に関すること。
6. 排水処理及び汚泥の処分の実施に関すること。
7. 取水施設、導水施設、浄水施設及び配水施設（送配水管を除く。）の軽微な建設工事及び修繕工事の実施に関すること。
8. 栗山浄水場 栗山浄水場、ちば野菊の里浄水場、北船橋給水場及び松戸給水場の所管に係る公金の出納（経理課において所掌するものを除く。）及び保管並びにその会計事務及び会計書類の保管に関すること。
9. 柏井浄水場 柏井浄水場及び北総浄水場の所管に係る公金の出納（経理課において所掌するものを除く。）及び保管並びにその他の会計事務及び会計書類の保管に関すること。
10. 福増浄水場 福増浄水場及び菅田給水場の所管に係る公金の出納（経理課において所掌するものを除く。）及び保管並びにその他の会計事務及び会計書類の保管に関すること。

水質センター

1. 微量有機化学物質等の調査及び分析に関すること。
2. 水処理技術及び分析技術の調査、研究及び開発に関すること。
3. 水源水質監視に関すること。
4. 浄水場、給水場、給水栓等の水質の検査に関すること（浄水場において所掌するものを除く。）。
5. 公金の出納（経理課において所掌するものを除く。）及び保管並びにその他の会計事務及び会計書類の保管に関すること。